**地域密着型介護サービス費等の算定に関する記録の整備と保存について**

令和元年3月16日

小山市地域包括ケア推進課

　全ての地域密着型サービス事業者は、「地域密着型介護サービス費等の算定に関する記録」の整備が義務付けられています。また、その完結の日から5年間保存することが義務づけられています。

「地域密着型介護サービス費等の算定に関する記録」には、下記のものも含まれますので、記録を整備した上で5年間保存してください。

また、実地指導等において、市がそれらの提示を求める場合がありますので、求められた場合には提示できるようにしておいてください。

**1．人員に関する記録**

【理由】人員基準を満たしていることが確認できない場合、人員基準欠如減算や、過誤調整、返還金の徴収、加算金の徴収、指定の取消等の対象となる場合があるため。

（例）

・人員配置に関するもの（勤務表等）

・職種の要件を満たしていることが確認できるもの（資格証の写し、研修の修了証の写し、経歴書等）

・実際に勤務していたことが確認できるもの（タイムカード、出勤簿、業務日誌等）

・勤務表等どおりの職種として、実際に勤務していたことが確認できるもの（雇用契約書、辞令、業務日誌等）

・事業所（施設）の従業者であることが確認できるもの（雇用契約書、辞令等）

等

（注意）実地指導において、勤務表において従業者が配置されている職種と、雇用契約書や辞令に記載されている職種に相違がある事例が見られました（例：勤務表では生活相談員として配置されている従業者が、雇用契約書では介護職員としての契約となっている等）。そのような場合は、勤務表どおりの職種として勤務していたことが確認できません。

**2．各種加算を算定する場合は、算定の要件を満たしていることが確認できる記録**

【理由】加算の算定の要件を満たしていることが確認できない場合、過誤調整や返還金の徴収、加算金の徴収、指定の取消し等の対象となる場合があるため。

（例）サービス提供体制強化加算を算定する場合（小規模多機能型居宅介護の場合）

・職員の割合の算出に関する記録　・従業者ごとの研修計画

・利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の記録

・定員超過利用・人員基準欠如に該当していないことが確認できる記録　　　等

●上記の記録を「電子データ」で作成している場合の注意点●

電子データをハードディスクに保存した場合、機器の破損等によりデータが消失、破損する場合があります。各事業所におかれましては、定期的にデータのバックアップを行い外部記録装置等に保存する等、データの消失・破損を防ぐための措置を確実に行っていただくようお願いいたします。

**（参考）**

○小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日条例第25号）

(記録の整備)

第60条の19第1項

指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

同条第3項

指定地域密着型通所介護事業者は、第1項の諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

○介護保険法

(文書の提出等)

第二十三条　市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。